

# 高教組速報

2013年度 第1号  
2013年4月24日

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

文責 馬場 隆

## 県教委 国と同様の賃下げ案を提示

### ◆月々の給与の削減（減額率とその該当者）

**4.77%減**…教育職：1級（大卒経年13年未満）、2級（大卒経年10年未満）  
行政職：2級以下、 現業職：2級52号給以下

**7.77%減**…教育職：1級（大卒経年13年以上）、2級（大卒経年10年以上）  
行政職：3級から6級まで、 現業職：2級53号給以上

### ◆一時金（ボーナス）の削減 **一律9.77%減**

◇実施期間 2013年7月1日から2014年3月31日まで

4月22日、県教委は、高教組に対して賃下げ案を事前提示しました（正式提案は5月2日の予定）。これは、県当局が19日に、地公労（県職組・県教組など）に対して賃下げ提案したことに合わせたものです。

### 「あってはならないこと」と言いながら 結局、国の要請どおりの賃下げを提案

中村知事はこれまで、記者会見や議会答弁で「国がカットしたから地方もカットしなさいというのはおかしい」「国と同様の措置を求め、それに見合う形で交付税の削減をすることはあってはならない」と批判してきましたが、結局、国の意向に従う形になっています。

### 高教組と自治労連で 人事委員会に緊急要請書提出

こうした賃下げ提案は、公務員の労働基本権制約の代償措置としての人事委員会勧告制度に反するものです。そのため、高教組は22日、自治労連と連名で、県人事委員会に対して、県の賃下げ提案に反対する意見の表明を求める緊急要請書を提出しました。

### 【提示内容の解説】

- 4.77%減と7.77%減の区分の考え方は、ボーナスの5%加算の有無の基準に合わせた県教委は説明しています。
- 教育職1級は、講師・養護助教諭・「実習助手」・寄宿舎指導員等、2級は、教諭・養護教諭・「主任実習助手」・主任寄宿舎指導員等
- 「大卒経年13年」とは、大学卒業後、その職を13年経験しているということです。大卒でなく高卒の場合は、4年を加えて、高卒17年で同様の扱いとなります。また、初任給の場合と同様に、採用されるまでの前歴換算の結果を加味して経験年数をカウントします。
- 臨時的任用教職員については、経験年数にかかわらず、全員4.77%減を適用するとしています。
- 給与月額が減額となるので、教職調整額・地域手当・特勤手当・定通手当・産業教育手当などにも連動します。

## 5月2日の教育長交渉に向けて、現場の教職員の皆さんの声を高教組にお寄せください。

※交渉事項は、賃下げ問題だけでなく、長時間労働や定数問題なども扱います。  
教育長に対して言いたいことがあれば、095-826-2976にFAXを